

令和 6 年度 第 7 回浦川原区地域協議会 次第

日 時 令和 7 年 1 月 31 日 (金)
午後 6 時 00 分～

会 場 浦川原コミュニティプラザ
市民活動室 4・5

1 開 会

2 報 告

- (1) 「地域内の視察・現地めぐり」の実施に伴うグループワークのまとめについて
・・・資料 No1

3 協 議

- (1) 自主的審議事項の進め方について
・・・資料 No2
・・・参考資料 No1
・・・参考資料 No2

4 その他

- (1) 要援護世帯除雪費助成事業について
・・・資料 No3

5 2 月、3 月の開催日について

日時 2 月 2 5 日 (火) 1 8 時 3 0 分から

日時 3 月〇〇日 () 1 8 時 3 0 分から

会場 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室 4・5

「地域内の視察・現地めぐり」の実施に伴うグループワークまとめ（山本ぶどう園）

①問題点

- ・後継者不足及び人手不足
- ・インフラ整備（飲み水、観光ぶどう園なのにトイレがない）
- ・移住者の受入れ体制ができていないように感じた
- ・来園者の減少
- ・生産量の減少のため、来園者の対応ができないように感じた
- ・園に活気がないように感じた
- ・各農家のつながりが希薄のよう感じた
- ・観光ぶどう園として維持していく意欲が不足しているように感じた
- ・山本ぶどう園を存続させるためには、法人化が必要だと認識しているが、現状困難である
- ・栽培方法を統一するための取組が進んでいない

②強みや特徴

- ・上越市唯一の観光ぶどう園である
- ・歴史がある
- ・上越市民の多くに知られている
- ・道路が整備されていて市街地からもアクセスがよい
- ・保育園の遠足などで利用していた
- ・コミュニティバスが運行している
- ・晴れた日の眺めが非常によい

③その他（取組を通して地域活性化に繋がりそうなことなど）

- ・山本地区にも地域おこし協力隊を入れてみてはどうか
- ・山本ぶどう園の近くに旧末広小学校がある。空き校舎を活用し新たな事業を展開できると思う（ぶどうを使用した加工品の製造など）
- ・コミュニティバスが利用できることをアピールしたらどうか

「地域内の視察・現地めぐり」の実施に伴うグループワークまとめ（空き家）

①問題点

- ・個人の財産であるため勝手に処分等ができない
- ・人目が付く顕聖寺の空き家の片付けもできていない
- ・景観が損なわれ、人的被害が生じる可能性がある

②強みや特徴

③その他（取組を通して地域活性化につながりそうなことなど）

- ・使えなくなる前に、間借りという方法をとれないか（1人暮らしの高齢者と一緒に住んでもらえたら安否確認ができる）
- ・たくさんの廃墟があるため、住める状態のうちに手立てを考えられないか
- ・空き家の処分が進まない理由について住民に教えてほしい（法律面など）

自主的審議事項の進め方(案)

資料No2

①地域課題への気づき

内容	具体的な取組例
情報収集 ↓ 知識を深める	○委員自らが行う情報収集 ▶地域住民の声 ▶地域イベントへの参加 ▶SNSの活用 ▶勉強会の実施 ▶市からの情報提供 など



②地域協議会での協議

内容	具体的な取組例
「自主的審議事項」の可否について話し合う	※地域課題への気づきをもとに、 ▶どんな取組があったらよいか地域協議会で協議をする ▶全体もしくはグループで協議を行う ▶協議した案件について、「自主的審議事項」として定めるか、「自主的審議事項」として取り扱わないか決定する



(自主的審議事項として定めた案件)

③自主的審議の開始

内容	具体的な取組例
案件について深堀する	▶全体もしくはグループで協議を行う ▶ヒアリングやアンケートなどにより実態調査を行う ▶市からの情報提供を受ける など



対応策(手段・ゴールを決める)



○地域の中で対応することが望ましい



- 地域内での解決に向けた活動
- 地域独自の予算事業の活用



○地域の中で対応が難しい



- 意見書の提出



地域団体との意見交換(町内会長・活動団体・地域住民など)

地域団体との意見交換(町内会長・活動団体・地域住民など)

実施済

○地域内の視察・現地めぐりの実施まとめ

名称	テーマ	意見抜粋(グループワーク)
山本ぶどう園	・観光資源のアピールによる地域活性化	・山本地区にも地域おこし協力隊を入れてみてはどうか ・旧末広小学校を活用した新たな事業は展開できないか ・コミュニティバスが利用できることのアピール
空き家	・現状把握と利活用方法について知る	・廃墟になる前に利用方法を考える
月影の郷	・観光資源のアピールによる地域活性化	
旧小学校	・既存建物の利活用方法を探るための視察	

○第4回地域協議会での意見

今後勉強会等を予定

名称	委員の皆さんが気になること
指定文化財	・区内の歴史文化について
地域の宝	・区内の歴史文化について
ゆあみ	・老若男女が集うスペースを創出について
各町内会	・他町内会のイベントの運営について
鳥獣対策	・被害状況と市としての方向性について
農業	・後継者等方向性について
東頸バス	・コミュニティバスの現状把握

上記について、今後の地域協議会での取り扱いや勉強会における参考にします

令和6年度浦川原区地域協議会活動計画

参考資料No2

年月	R6. 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7. 1	2	3
地域協議会研修 【浦川原区】												
前期委員からの申し送り事項協議												
地域内の視察・現地めぐり 【①新規取組】												
市政の課題等をテーマとした勉強会 【②新規取組】												
大浦安地域協議会研修 【幹事:大島区】												
地域協議会だより編集発行												

自主的審議												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

■【新規取組】の説明

取 組	実施目的	実施方法
①地域内の視察・現地めぐり	地域における課題や資源を共有するため、地域内の視察・現地めぐりを行うほか、市政の課題等をテーマとした勉強会を実施するもの。	事務局で、区内の地域資源や主な施設の現状や課題を踏まえ、視察内容や視察先を検討し、研修計画案を作成する。事務局と地域協議会により研修計画案を協議・調整し実施する。
②市政の課題等をテーマとした勉強会		事務局において、テーマとする内容・分野(市政の状況や課題等)や、実施方法(講義またはワークショップ)について検討し、研修計画案を作成する。事務局と地域協議会により、研修計画案を協議・調整し実施する。

要援護世帯除雪費助成事業について

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前などにおける必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成します。なお、3 親等以内の親族が行う除雪は助成の対象となりません。

○承認世帯状況：R7. 1. 15 現在

地 区 名	全世帯数	承認世帯数	割 合
下保倉地区	468 世帯	80 世帯	17.1%
末広地区	231 世帯	30 世帯	13.0%
月影地区	96 世帯	24 世帯	25.0%
中保倉地区	205 世帯	33 世帯	16.1%
合 計	1,000 世帯	167 世帯	16.7%

[災害救助法等適用時の対応について]

大雪になり「国の災害救助法」が適用になった場合は、「市の除雪費助成事業」とは対応が異なります。主な相違点は以下のとおりです。

- ①浦川原区総合事務所と旧末広・旧中保倉小学校の平均積雪深が基準を超えた場合に災害救助法が適用されます。
- ②除雪前、除雪中、除雪後の写真が必要です。
- ③市が直接、除雪実施者へ支払います。
- ④対象となる除雪の範囲は、母屋の屋根雪・玄関前です。

※市の除雪費助成事業では、車庫・納屋・駐車場などの除雪も対象となります。

区 分	市の助成事業による除雪 (令和 6 年度)	国の災害救助法 による除雪
対 象	高齢者のみ世帯等で、市民税の所得割が非課税、自己の労力で除雪ができないなどの要件が該当する世帯 (要援護世帯)	要援護世帯のうち、国の災害救助法の対象となる区にお住いの世帯
期 間	冬期間	災害発生日から 10 日以内
基 準	—	200 cm
助成限度額	72,100 円	年により変動有り (参考 R4:138,300 円)
対象となる 除雪の範囲	屋根・玄関前 下ろした屋根雪 車庫・納屋・駐車場など	母屋の屋根雪・玄関前
写真の 有無	不 要	必 要 ※除雪前、除雪中、除雪後
支払の流れ	① 助成決定世帯から除雪実施者に支払う ↓ ② 市から助成決定世帯に支払う	市から除雪実施者に支払う